

参議院通商産業委員会會議録第六十三号

昭和二十七年七月十一日(金曜日)午後
二時三十分開会

出席者は左の通り。

理事

小林 英三君
松本 昇君
結城 安次君

委員

重宗 雄三君
山本 米治君
加藤 正人君
吉田 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

政府委員

通商産業
政務次官 本間 俊一君
資源庁長官 山地 八郎君
資源庁炭政局長 中島 征帆君
資源庁開採局長 大山 隆君
兼第二課長
事務局長 林 誠一君

説明員

農林省農地
局管理部長 谷垣 專一君

○臨時石炭鉱害復旧法案(内閣提出、
衆議院送付)

○理事(小林英三君) 只今から通商産業委員会を開会いたします。臨時石炭鉱害復旧法案についての質疑を続行いたします。

○西田隆男君 質疑を続行する前に、速記をとめて、議事の運び方について一つ懇談したいと思ひますが……

午後二時三十三分速記中止

午後三時三十分速記開始

○理事(小林英三君) 速記を始めて。それでは質疑を続行いたします。

○吉田法晴君 灌漑排水施設の管理は、原案によると被害者の組合が、それでなければ鉱業権者というところになつておりましたが、衆議院の修正案で事業団というところになりました。そこで明らかにしておかなければならぬ点が幾つあるのですが、これは事業団の本質にも関連いたしました。或いは事業団が、中島局長の調査報告書によるドイツのゲノツセンシヤフツ的なものであるというならば、これは本来鉱業権者がやるべきものを事業団が代つてやる、こういう建前になると思ふのであります。復旧工事全部は、国がまゐりわけて共同して責任を負うというところになります。排水施設の維持管理の本来の責任は誰が負うのか、こういう点が明らかに論理的になつておらんわけです。その点はどういう工合に考へておられますか。

○政府委員(中島征帆君) 復旧工事を

いたしました。すべての手続が終つて、鉱害が消滅したものとみなす、こういうことになりました場合には、これは本来の維持管理の責任というものは、鉱害と別個のものになるわけでありまして、例へば若し維持管理を被害者たる農民或いは土地改良部等が引受けました場合には、土地改良部が自分の仕事としてやるということになります。ようし、鉱業権者が引受けました場合には、やはり鉱業権者が責任を負う。

事業団が引受けて来ましたが、これは事業団が、法律上最後の責任には事業団が持つて行くことになりまして、法律上の責任を持つ。従つてその場合におきましては、事業団がこの維持管理の責任を持つ。併しそのほか、鉱害賠償という点に關連した本来的な責任というものはないだらうと考へております。

○石川清一君 灌漑施設の維持管理というものが、鉱害問題に關連して、或いは鉱害復旧に關連して、どういふものであるかといふことは、この本質はあとでお尋ねをいたしたいと思ひます。が、事業団が持つ。ところが事業団は、この法律によると、一応十年の後にはなくなる建前になつてゐる。すると十年後、その責任と申しますか、維持管理を實際に誰がやるかと、こういう問題が起つて参ると思ふ。そうすると、ただ法律で事業団が責任を持つと、こういうことになつておるか、それは事業団の責任だといふ言つても、これは問題の本質的な解決には

ならんと思ふのですが、誰が費用を負担するかといふこと、それから十年後誰が責任を負ふべきものであるか、こういう点を一つ答へ願ひたい。

○政府委員(中島征帆君) 法律の施行期間中におきましては、先ほど申しましたように、その施設を引受けたものが責任を持つわけでありまして、この法律を廃止する場合には、十年後は廃止するということになつておられます。廃止する場合は予想されるわけでありまして、その場合にはどうなるかといふことでありまして、その場合には、鉱業権者、或いは被害者が引受けておる場合に、やはりその主体が続いておる限りは問題がない。事業団に持つて来た場合には、事業団も法律と共に廃止されるという一応形式的な結末をつけることになりまして、この点につきましては、法律上は非常に不明確になつておる。併し實質的に申しますと、勿論これはそのときにおいて、事業団に代るべき維持管理の責任者といふものを誰にするかといふことを當然きめなければならぬ。政府は勿論その責任があり、又廃止法律を出します場合に、そういう点も明確にすべきだと思ふのであります。ほかの点につきましても、この法律は十年経過後廃止されるときにおきます経過規定というものが省略されておまして、これだけで完全な体系をなしてないのだから、これは相當執行期間が長いので、その間においていふ／＼な事情の

変更もあるから、現在からこれを予想して條文を入れましても、實際には又違つたものに變えなければならぬといふような予想もされますので、そういう意味におきまして、当然廃止のときにおいて、改めてそのときにおける適切な措置を講ずるという前提の下に、この法律は省いてあるわけでありまして、従つてその限りにおいては、この法律は経過的な措置については不備であるといふことを申上げていいと思ひます。

○吉田法晴君 不備であるといふことはお認めになりました。不備であることは、條文を読めば大体わかるだらうと思ふのであります。十年の間に何らかの法的な措置が講ぜられると思ひますけれども、灌漑排水施設は十年後も残る。そうすると、そのときには、それは誰が本来責任を負うべきものであるかといふ、こういう法理から、十年後更に誰が實際責任をとるかといふ問題が起つて来る。それについて、條文がこうなつておるから、誰も責任を負う者がなく、こういうことになりまして灌漑排水施設を含みます計画を立てるときに、恒久的な対策が立てられないと、こういう農林省の主張も尤もだといふことにもなると思ふのであります。そこで本来の法律責任、或いは十年後誰がそれは責任を負うべきものであるかといふことを、或いはこの法文の建前から申しますならば、国であるか、或いは鉱業権者であるか、明らかにしておかなければ、何年か先

に法律を改正するといふときにも、或いは十年後にしても、これは法理的な意味で根拠がなくなると、そういう意味で明らかにしておいて頂きたいと思うのであります。

○政府委員(中島征帆君) 十年後にお
きまする措置を現在書くことが事実上
非常に困難であるという趣旨で省いて
あるわけでありまして、本来そこまで
はつきりさしておくべきことをしてい

ないといふことを、国或いは政府としては十分意識しておるわけであります。従つてそのときの措置といふもの

うのです。そうすると、その効用回復後の損害賠償請求権と、それから灌漑排水施設の維持管理と、こういったもののかんがえてみます場合に、効用回復後のそれを金銭である場合が損害賠償であり、一時金の問題であり、それからなお具体的な施設として灌漑排水施設が設けられると、こういうふうに解釈されるのではないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員（中島征帆君）その点は、
 そういふふうにお考へになつて頂いて
 結構だと思ひます。

○吉田法晴君　そうすると、効用回復後の損害賠償と、それから灌漑排水施設の維持管理ということとは、法的な性格からするならば同じだということになるかと思えます。そうすると、損

害賠償請求権について、それは事業団が実際に払うわけでありますけれども、その責任の限度はとにかくとして、本来鉱害から起つて来たものであり、或いは鉱業から起つて来たもので

まして、すべてそこいろいろ／＼な法律関係が一挙に片付けられておるわけでもあります。その後は、実際の維持管理ということでありまして、維持管理に要する費用という経済的な問題は、すべてその場合には済んでおりますから、法律関係としてはそこですべて終ると、こういうことになるのでありまして、あとに責任関係が残るといふことは考えられないと思います。

○吉田法晴君 七十八條の問題も、効用回復をやつて、その効用の回復が百パーセントできないために、事実上鉦

害が残ると、その鉅害を誰が責任を持つかという問題になつたわけですが、損害賠償請求権、一時金にいたしましたも、それはやつた復旧工事のあとに残る損害を金銭的に賠償すると、こう

いうことで損害賠償請求権というものが出て来ておる、これはもう明らかだと思ふ。それから百パーセント復旧をしないで、ポンプ・アップをしなければならぬという実態があるから、灌漑

○政府委員(中島征帆君) 維持管理に必要とするような施設をいたします場合におきましても、すべて基本的には、経済問題から出て来ておりますので、それを経済的に考えて、その維持管理の費用を一時払いすると、こういうふうにいいたしたのであります。従つてその一時払を終れば、これは経済問題が一応片付けられておることになるのであります。従つてあとは實際

上維持管理をする事実行為が残る。例えば事業団がなくなつた場合にはどうかということがありますけれども、そ

ることになると思ひます。

○吉田法晴君 それからこの損害賠償の金額、一時金の話であります。農林省令、通産省令によつて評価基準を定めるといふことではあります。實際にどういふ工合にきめられるのか。恐らく構想は大体のところはあるだろうと思ひますが、その点についても、農林省、通産省の緊密な協力を願わなければならぬと思ひますが、例へば農地について言えば、復旧を一応したとしても、減収が考へられる。その減収の場合に、米麦の価格というものは基礎になりましよう。或いは従来に比べて何倍減収をしるか、こゝういふ生産力の問題も考慮に入りましよう。或いは肥料化のために、努力なり、或いは肥料なり、これはまあ恐らく堆肥等でありましようが、そういう経費等もこれは考慮に入れられると思ひますが、これは復旧した場合、それから復旧していない場合等がありましようが、これらの点について大體の構想を一つ承つておきたい。

○政府委員(中島征帆君) 補償金の算定は、すべての農地がどの程度効用回復不十分の部分があるか、これから出発するわけでありましよう。換言いたしますと、その農地がなおどの程度減収が残つておるかといふことを推定いたしまして、それを一定の計算方式でもつて金額に換算する、こゝういふことになるのであります。例へば効用回復のために、特別の労務、或いは肥料とかが要するといふ場合におきましては、それを入れることも或いはできるかも知れませんが、逆に通常の、従来と同じような程度の努力なり、或いは資料等で行けば、例へば一割減収する

る。それをカバーするためには努力、或いは資材を加へなましよう。こゝういふ場合におきましては、普通の努力をして予想される減収といふものを摘めば、やはりそういう方法で計算しても理論的には差支えないのであります。

大體原則的には、あとのほうのことを考へることになると思ひますが、前の点についてはどうするかといふことについてはまだ、細かく打出してありません。それから、細かく出したことの方については、農林省とも意見が一致して、今両方で行く、試案を練つておるといふ程度でありまして、これは、結局事実回復してない効用の部分の認定をどうするかという認定の問題でありますので、理論的なこの両者の見解の相違といふことは、御心配ないと思つておられます。

○吉田法晴君 農林省にお尋ねしますが、そういう評価の理論的ないふゆるが、そういうものについては、大體今のところ意見一致を見ておると、こゝういふ工合に解釈して構いませんか。

○説明員(谷垣孝一君) まだ細かいところは、実は打合せいたしておりません。併し先ほど中島さんのお答えになりましたようなものの方でやつて行けると思ひます。御質問になりました肥料の代価、或いは経費等のこの増嵩といふようなものも、当然これは入るのであります。それは、従来農林省でやつておりました、こゝういふ回復と損害との関係等の事例がございしますので、それによつて行くといふことになりましよう。

○吉田法晴君 この復旧をした場合

に、要するに盛土をした場合に減収があるとして、米麦の算定基準のとき、後の変動をどういふ工合に織込むか。それから灌漑排水施設を作つて、要するにポンプ・アップをするときに、土地が傾いておりましたから、細分をして、そうしてその細分をした耕地を平均化する、水準化するといふ努力がなされるだろうと思ひますが、そのあとに、お尋ねの或いは出水等によつて減収の可能性が見積られると思ひますが、例へば雨が余計に降つたときには、下のほうはつかるけれども、上のほうは普通の田よりか余計にできる。その代り旱魃の場合には、上のほうは減収をして、下のほうは余計できる。こゝういふ、な変化がありましようが、そういう点についてどういふ工合に見積つて行かれるか。細かいことは要りませんが、基本原則だけをお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 予想されまう将来の問題については、できるだけ考慮する。然もそれが計数的に推定せられる限りには入れるべきであらうと思ひます。ただ例へばこの七十八條で予定されておりますような事態といふものは、これは通常の予想においては全然この考慮に入り得ないといふような性質の災害だといふところからきておるのであります。大體毎年慣例的な風水害、旱魃程度のものでは、これは勿論初めから一氣に補償費の中に入れてやつて行く。但しその計算方法は非常にむづかしい問題でありまして、どの程度正確にやり得るかといふことは、なか／＼問題だと思ひましよう。

○理事(小林英三君) 吉田君、まだたぐさんあります。

○吉田法晴君 こゝういふ技術的な問題ですが、ちよつと暫く御平條を頂いて、そう長くかかりませんから……それから農業用施設につきまして、その経費を誰が負担するか。五十一條の一項五号を類推しますといふと、これは事業団と農業権者双方が持つ、こゝういふことが予想されるのであります。が、事業団なら事業団が持つたとしても、或いは十年後の問題になりますけれども、農業用施設の費用、これはどういふ負担で考えられますか、お伺ひいたします。

○政府委員(中島征帆君) 費用といふのは、私はちよつと基準はわかりかねますが、復旧費でありますならば、農業権者からこゝういふ納付金がありまして、更に補償して行く、こゝういふことになりましよう。

○吉田法晴君 今のは設置費と、それからその後の維持管理費、両方含まれるわけでありましよう。御答弁は、大臣が双方割る、こゝういふ御答弁であつたように了解するわけですか。それと一番問題になりますか、排水施設、これは農業用施設の一つでありますから、その設置の費用或いは維持管理の費用においても同様だと、大體その通りに解釈して差支ありませんか。

○政府委員(中島征帆君) そゝういふふうに考へてよろしうございませう。實際には納付金の中から、予定せられます維持管理費を、或いは打ち切り補償費といふものを差引まして、残りを復旧費に当て、それで不足分は国から与えらる、こゝういふ事業の費用に対しては、

やはり全然補償しない、こゝういふことになりましよう。形式は復旧工事費のところ、国が負担することになりましよう。両方で維持管理するといふのは、實質的に差支えないと思ひます。

○吉田法晴君 その辺、今の答弁の中にありますように、納付金から出すべきものである、或いは出す云々といふことになれば、結局これはやつぱり減収のあとに残つた、何と申しましようか、金銀じやない、現実の施設による補償、こゝういふことになりましよう。原則的には農業権者が責任を持つべきであつて、こゝういふ限度を超えた場合に国が補助する、こゝういふ建前にならうかと考へるのです。ですから責任の關係と、それから経費の負担問題といふのは結び付いてると思ひます。そこで設置費或いは維持管理費を誰が持つかといふことをお尋ねをして参つておられます。

○政府委員(中島征帆君) 設置そのものは、工事内容としたしまして国から補助が出るわけでありましようが、維持管理費用に対しては、今までの考え方からして全然補助金の対象にはならなましよう。こゝういふ大蔵省の見解からいたしまして、あらかじめ納付金から天引するといふことになつただけでありまして、特別にその面に関します農業権者の責任がいづまでも残るということではあります。

○吉田法晴君 減収復旧をやつたが、實際に原形復旧じやなくつて、傾いたまま、或いは若干低地のもの、こゝうしてポンプ排水施設を設ける、こゝうしてそれが減収復旧の一つの方法だ。それが農業権者の責任だといふことになりましよう。その設置については、

業権者が持つべきだ。維持管理については、鉄業権者は持たないというの理窟が通らんじやないんですか。維持管理は、本来鉄業権者が持つのが法律的な建前だということになりませんか。

○政府委員(中島征帆君) その場合におきましては、維持管理費用も含めた納付金を鉄業権者は納めているわけでありまして、そうしてその後にこの復旧施設を行なうとして、一定の補償金なり、或いは維持管理費を支払うということによつて、そこで鉄業を防ぐという事になりますから、初めの出発点におきましては、勿論そこまですでに鉄業権者の責任ではありますけれども、併しすべて工事が終つて維持管理が終つた後におきましては、その維持管理の責任等につきましても、鉄業権者が全部ではないということに行かざるを得ないのではありません。

○吉田法晴君 一応の建前はわかりました。そこで、それでは最初の維持管理の費用を含めて一時に交付することになるのですか。その中に償却費も入りましよう。或いは電力等も入りましようが、各種の場合について、復旧した場所の金銭的な補償、損害賠償にも関連いたしますが、三年の間に異議を申立て、そうして決定しました金額なり何なり、或いは灌漑排水施設、それをやつて参ります場合の後に働いて来る事情、変更の原則については、どういう工合にお考えになりますか。

○政府委員(中島征帆君) 三年間のうちに償権者をして……なお且つその後に通つた事情ができた場合はということだと思ひますが、例えば直ぐに考えられますのは、物価の変動でございませうけれども、これは或る地点におき

まして、正当な補償費を支払いますという、受けたほうといたしましては、その補償金の価値が将来どうなるかということにつきましては、やはり自分の責任だと思つたほうがいい。仮に金銭でこれを持つたほうが有利だと思つてそのまゝおつたところが、インフレで非常に価値が下つたということもありましようし、又その場合にこれを物に替えておくということによつて、物価の変動に常に応じ得るといふこともありましようが、その点は被害者が判断をして行くべきことであらう。理論的には一応そのときにおきまして適正な場所で行われまう責任としてこれを厳守する。或いは場合によつては利得を受けることもあらうかと思ひますが、そういう場合には、やはりあとを引くような性質のものではないと思ひます。

○吉田法晴君 まあその辺が一番問題になると思つておりますが、一応まあ説明としてはそういうことになるかも知れませんが、その辺に問題があるということでありまう。それから損害賠償をする、復旧したものの維持費の問題でございまして、それと納付金の関係、それから灌漑排水施設は今申上げましたが、それから鉄業権者について責任と、それから納付金の関係は幾らも実行されてないようによつて考えますが、こういう建前から言ひますならば、或いは道路、公共施設については、納付金として取るのが建前だ、こういうことになるかと思ひますが、多少條文の不備があろうかと思ひますけれども……

○政府委員(中島征帆君) そういうふうな公共の施設に對しましては、国が公共事業の費用から出してあります補助金がありまうけれども……

○吉田法晴君 ちよつと失礼しました。道路と申しましたが、農業用の道路或いは定額の中に入つておる二條の五号、農地或いは農業用施設の中に入つておる部分であります。

○政府委員(中島征帆君) 農業用道路等は農地の中に入れてあります。それからその将来の維持管理に關しましては、これは灌漑排水施設と違つて、全部被害者或いは農民が引受ける、こういう建前になつております。

○理事(小林英三君) ちよつと速記を止めて下さい。

○速記(中止)

○理事(小林英三君) 速記を始めて下さい。

○吉田法晴君 今お話ししたのは、維持管理の問題もありませんが、農業用道路或いは防災施設の、何と申しますか、復旧と申しますか、そういうものは、これは規定は書いてないけれども、納付金から出すんじゃないか。それから損害賠償の金額、一時金についても、これは納付金から出すんじゃないか、法の建前から大体そう解釈されるんじゃないかということをお申上げておられます。

○政府委員(中島征帆君) その通りです。

○吉田法晴君 それから一時金は、損害賠償請求権という言葉が使われておりますが、これは本来鉄業権者の責任であつて、それを事業団が支払うというならば、これは民法の代理弁済の性質を持つておるかと思つてあります。

が、そうするとそれは任意代理か、或いは法定代理かといつたような問題が起りますが、そういう点はどういう工合に考えられておりますか。

○政府委員(中島征帆君) これは代理弁済と認めてもいいかと思ひますが、若し見るとすれば、これは法定代理だと思ひます。併しむしろこの法律によつて、鉄業権者と並行して、両方の責任、連帯債務を負つたというふうな考へ方もして差支えないのであります。その場合は、事業団は自分の責任として支払う。その一つの結果として、鉄業権者のほうの責任も消滅する、こういうことになると思ひます。

○吉田法晴君 或いは代理関係か、或いは連帯債務かという問題は非常に重要だと思つてあります。それは今のやうなあいまいな御答弁ではちよつと困る。それは本質的に代理弁済のやうな性格を持つておると思つてあります。その具体的な金額、方法等は、農林省令、通産省令で定めるといふことになつておりますが、これは基準でありまして、実質は損害賠償請求権、そうすると私法上の関係でありまうが、それに行政が関与するところのことになります。損害賠償となることは私法上の関係、これは本質的には私法の関係、そうすると、その農林省令によつて評価された金額に對して異議がある場合には、当然裁判所にこれを提出し得る。その金額についてはいふまでもない。その点に對しては、争ひ得るということになると思つてあります。そういう点についてはどういう解釈でありますか。

○政府委員(中島征帆君) 私法上の関係でありまうが、金額をいわば行政的に、或いは合法的にきめるということ

でありまして、従つて農林大臣が定める金額について不服がある場合は、勿論當然異議の申立ができるというふうによつて考えます。

○吉田法晴君 異議の申立というと、行政処分についての異議の申立です。それから私法上の関係として地方裁判所において争ひ得るという意味のものではありませんか。

○政府委員(中島征帆君) 行政上の処分として、農林大臣の定めた金額が適当でないという意味の異議の申立であります。

○吉田法晴君 これはちよつと議論が重複……、議論になりますから省略いたします。あとで實際にやることにいたしまして、それから七十六條関係で、七十六條は不要じやないかと考えられますが、それよりもむしろこの損害賠償について、損害賠償請求権と書いてあります。法文の書き方がどうであらうと、本質は損害賠償だと思つてあります。効用回復をしてやらんとするところを金をやるというふうな書き方でありまうが、損害賠償の本質に間違ひないのであります。利害関係人は被害者であることに間違ひないが、どうして利害関係者の意見を聞くに申しますか、或いは意見を聞くというのを立法事項として書かれなかつたか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 補償金の金額をきめる場合に、利害関係者の意見をどうして聴取しないかという御意見であつたと思ひますが、これは聞いても差支えないのであります。又事實上は、恐らく多くの場合は、大体その打合せもまじまじしやう。又意見も徴すると思ひますが、法律上これを余りに明確

にしておきますという、意見を徴することが非常に困難なために、決定がなかつてしまふといふことも予想されますので、事実問題として処理することにいたします。

○吉田法晴君 それから復旧不遺地の補償の問題について、所有者が一応法文に出ておりますが、家屋の場合には占有者が考慮せられておつて、農耕地の場合には所有者だけで、地上権者或いは耕作権者は考慮に入れられておらんのはどういふ理由ですか。

○政府委員(中島征帆君) 復旧不遺地の場合におきましては、もう全然これは耕作に適しない土地でありますので、耕作権はない、所有者だけしかないといふふうな考えから所有者といふことに限定したのであります。

○吉田法晴君 ところが実際には田畑を作つておらんでも、或いは別のものを作つておる場合もある。例えばりんこんを作るとか、いろ／＼なものもありまして、これは経済的に回復の価値があるかないかという問題、或いはこれと関連して、耕作権或いは地上権者といふものはないわけではなからう、全然ないというわけにはいかないと思ひます。あつた場合は、運用の面で協議せられるというならとにかくでありますけれども、それは不適地だから耕作権はなからう、地上権はなからうといふことで入れられないのは片手落ではないか。そうして所有者が地上権を持たない場合は、耕作権者或いは地上権者が利害関係を持つておれば、そこで結局請求するといふことになるうかと思ひます。その辺はどういふふうにするおつもりですか。

○政府委員(中島征帆君) 或いは名目上の耕作権者がそこに残つておるといふことも考えられるかと思ひますけれども、通常の場合には、不遺地に対しては耕作権はもうその土地を離れて、別のほうに行つておるとかといふことが多いかと思ひます。そうしますと、所有者又は占有者という字を使つておきますといふと、その点で支那が不可能になるといふこともございませぬので、大体こういう場合には所有者だけにやる、それで恐らくその前におきまして、所有者と耕作権者との関係は処理されておるから、結局そのあとで所有者なり、例えば若しそのときの條件によりましては、前の耕作権者に一部補償金を返すといふようなこともできましようし、最も法律的に処理し易い形として所有者だけをつかまえたのであります。

○吉田法晴君 それじやその点は運用の面で補つてもらうとして、なおこの復旧不遺地の補償の問題の本質は、効用回復をやつた後の補償金と本質は同じだと思ひます。同じような議論をすることは止めますが、これの算出の方法については、これも農林省、それから通産省との間に原則的な了解が達せられて、基本原則が打立てられておるのだらうと考えますが、一口でいいですから一つ。

○政府委員(中島征帆君) これも基本的には減収の場合と同じであります。ただ違ひますのは、不適地の場合は耕作はできませんから、いわゆる補償料のものを考えるといふことになつております。

○吉田法晴君 それでは質問は不十分ですが、打切ります。そうして先ほど懇談会の席上に出て、おりましたけれど

も、私と石川さんとが責任を持たされたやうなことになるておりますが、これは私と石川さんの問題でなくて、本当に通産省なり農林省の問題だと思ひます。その点について、今後の御協力の一つ特に要望し、それから法の運用について私ども心配するから、こういう意図を持つておるのではありません。いろ／＼法が立案の精神から言つて、それから法案の中に鉱業権者の責任、それから国の責任がはつきりいたしませんために、原則が入り乱れて、運営に非常に困られるだらうと思ひます。その点を解釈の上で、或いは修正なら最小限度の修正でも、その辺の円滑を期したいといふのが希望なんです。修正がどの程度できるかといふことは、非常に見通しが容易であります。近しい機会において、法文の上で、或いは通産省令、農林省令その他で以て円滑を期して頂き、法案の不備を補つて頂かなければならんと思ひます。その点は特に一つ強調して、関係各省の御協力をお願いして、質問を終りたいと思ひます。

○理事(小林英三君) 本案に対する質問は、大体において終了したように存じます。なお先ほど来懇談会を催しましたところ、大抵多数の御意見といたしましては、休金明けの二十一日に本案を決定したい、上げたい、こういう御意見のようでございますから、そういうふうにしたしたいと存じます。なお御承知の電気設備等の復元に關する法律案は、去る六月二十四日に衆議院に提出されたのであります。が、委員会付託及び参議院提出は手控えられておつたのでございしますが、七日に衆議院通産委員会に付託され、又

同時に参議院のほうにも提出されまして、八日に予備審査として当委員会に付託されたのであります。御承知のように、衆議院は自然休会中でありまして、二十四日までには審査の予定がございませぬやうでありますから、本委員会におきまして、自然休会明けまでそのまゝにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(小林英三君) 御異議ないと認めます。

午後四時二十三分散会

昭和二十七年九月十二日印刷

昭和二十七年九月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局